

2013年海運界重大ニュース

○ 「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」が成立

10月から開催された第185回国会（臨時会）において、11月13日「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」が成立し、同月30日に施行された。本法により、日本船舶の海賊多発地域における安全対策に、武装ガード乗船という選択肢が増えることとなった。また、12月よりアデン湾における海賊対処行動の一環として、護衛艦2隻のうち1隻がCTF-151(ゾーンディフェンス)へ参加し、他国と合同で監視活動を開始した。これらにより、日本船舶を含む航行の安全性が一層向上することが期待される。

○ 拡充トン数標準税制施行

拡充トン数標準税制の税法改正案が3月29日の参議院本会議において可決・成立、同月30日に告示、4月1日に施行され、従来の日本船舶に加え、一定条件を満たした外国船舶（準日本船舶）にも同税制の適用対象が拡大された。

○ 船舶からの温室効果ガス(GHG)排出削減義務など環境規制が強化

海洋汚染防止条約（MARPOL条約）改正附属書VIが1月1日に発効し、他産業に先駆けて船舶からのCO2排出削減の規制が始まるとともに、同条約改正附属書Vも同日に発効し、船舶からの廃物の海洋投棄が原則禁止された。また、バラスト水処理装置搭載期限見直しに関するIMO総会決議案が12月に採択されたことで、バラスト水管理条約の批准・発効に向けた環境が整った。

○ パナマ運河新通航料体系・料金に関する運河庁と海運業界の非公式協議が開催

パナマ運河庁（ACP）は、2015年後半に見込まれる新閘門開通の機会に通航料体系・料金の変更を企図。かねてから通航料等に関する対話を求めていた当協会を含む海運業界とACPの間で、昨年12月から同変更に係る非公式協議が行われている。非公式ながらACPとユーザーの間でこうした密接な協議が行われたのは初めて。

○ わが国がILO海上労働条約を批准

ILO海上労働条約は8月20日に発効したが、我が国においては批准書寄託日（8月5日）の1年後に効力を発することとなった。我が国に対し条約が効力を発するまでの間、

日本籍船に対する外国の港におけるポートステートコントロールに対応すべく、条約上の海上労働証書に相当する「相当証書」が国土交通省より発行されることとなった。

○ 若年船員の確保・育成に向けた環境整備が進む(水産高校卒業者の「海技免許」早期取得)

内航船員不足問題に対処するため若年船員の確保・育成が喫緊の課題となっているなか、国土交通省「船員(海技者)の確保・育成に関する検討会報告(2011年度)」において各種具体策が提言されたことを受け、4月1日には水産高校卒業者が即戦力として活躍できるよう海技免許取得に必要な乗船履歴の短縮が措置されるなど環境整備が進んだ。

○ 新たな海洋基本計画の策定

海洋に関する政策の基本理念や基本的施策等を定める「海洋基本法」に基づき策定されている「海洋基本計画」の見直しが行われ、4月26日に閣議決定された。同計画には、「外航海運の国際競争条件の均衡化」、「海賊対策の強化」および「海洋教育の充実・人材育成」が盛り込まれている。

○ 内航海運暫定措置事業の2016年以降の枠組みが固まる

2010年6月の閣議決定による「規制・制度改革の対処方針」に基づく内航海運暫定措置事業の早期解消に向けた方策として、日本内航海運組合総連合会は、解撤交付金制度終了後となる2016年度以降(9年間)の建造等納付金単価を設定するなどの枠組みを定める規定の改正を行い、11月に国土交通大臣に申請し、12月10日に認可を受けた。

○ 国交省「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会」が中間とりまとめ

国交省は、7月、関係者による「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会」を設置し、従来の港湾政策のレビューを行うとともに、政策の深化と加速に向けた検討を行い、8月末、集貨、創貨および競争力強化を柱とする中間取りまとめを公表した。年度内に最終取りまとめを行う予定。

○ フィリピン台風被害への復旧支援策を実施

11月初旬の台風30号上陸により、わが国外航海運業界にとって重要な船員供給元であるフィリピンが甚大な被害を受けたことから、当協会は復旧支援に資すべく、当協会会員船社の支援を得てコンテナ船による救援物資の無償輸送を実施するとともに、義援金10万米ドルを提供した。

以上